

下水道を使用していないという届出がなされているものの中に、現地調査等により、下水道の使用が判明し、使用者に使用料を遡及して請求する事案が発生しています。

このような場合、請求額が高額になることもあり、お客さまに多大なご迷惑をおかけすることにもなります。各種届出や報告事項は遅れずに、確実に届け出てください。



1 公共下水道等使用開始届について

改築等に伴い、下水道の使用を一時休止したまま、工事完了後、下水道の使用が開始されているにも関わらず、使用開始届が提出されていない場合があります。

工事等が終了し、下水道の使用を再開する場合、直ちに使用開始届を提出してください。



2 散水栓に関する届出について

外水栓のある集合住宅等の使用開始届において、下水道を使用する外水栓だったにも関わらず「散水栓」と届出されていたものがありました。

「散水栓」として届け出る場合には、下水道の使用の有無にあわせて、十分に確認したうえで届け出てください。

【実例】

- 管理人室のトイレに使用している水道栓とマンションの植木等に使用する「散水栓」とを合わせて「散水栓」として届け出ていた。
- 集合住宅の1室の水道栓を「散水栓」と取り違えて届け出ていた。



※ また、集合住宅の植栽用の「自動（タイマー機能付）散水栓」を「共用栓」と届け出ているケースも散見されますので、ご注意ください。

下水道使用料賦課漏について【記者発表資料より（抜粋）】

令和5年2月、S県N町で、公共下水道に接続されているにもかかわらず下水道使用料を賦課していない賦課徴収漏れがあることが判明しました。

使用者変更時の手続きをおこなった際の料金システムへの入力ミスが原因で数年間に渡って下水道料金の請求漏れがあったことが1件判明しました。

期間は、平成29年11月分～令和4年1月分、賦課漏れ金額は、9,197,264円でした。本件については、お詫びするとともに状況等の説明をし、ご理解をいただき完納していただきました。

しかしながら、他にも下水道使用料の賦課漏れが生じている事案がないか確認の必要があると判断し調査、点検を行いました。

その結果、下水道区域内で公共下水道に接続されているにもかかわらず、上水道料金だけの請求となっており、下水道使用料金の未請求であった事案が複数件判明いたしました。

発生原因：下水道への接続工事をした際に工事店より申請書が提出されず、接続について把握が出来なかった。

件数：52件

遡及して納付をお願いする額：4,925,179円

時効により請求が出来ない額：6,188,692円

合計額：11,113,871円



注意 下水道使用料の日割り計算による請求について

解体工事等で下水道を使用しない期間がある場合は、必ず事前に「建替え工事等に伴う公共下水道一時使用休止届」を業務課にFAX（022-268-4318）で提出してください。

未提出の場合、提出までの期間についても使用日数分として計算した下水道使用料が発生しますので、ご注意ください。

